介護予防における給付管理及び委託料請求について

「介護予防給付管理一覧表」（様式 1）
を毎月 5 日までに提出

※システムが導入されていない事業所は
・給付管理票を添付して下さい。

給付管理の修正あり
システムで修正を入力

↓

介護予防給付管理票一覧表
（修正分）
「修正した給付管理票」
を地域包括支援センターに
翌月 5 日までに提出

国保連より返戻あり
地域包括支援センターより事業者に連絡

↓

介護予防給付管理一覧表
（返戻分）
「正しい給付管理票」を地域包括支援センターに提出
（システムの入力は不要です）翌月 5 日までに提出

↓

小野市地域包括支援センター
（毎月１０日までに国保連に給付管理を提出）

↓

翌月に国保連の審査を通過

↓

2 か月後の月末に国保連から委託料の支払いを行います。

（例）４月提供分の給付管理の方法
５月５日（休日の場合は次の日）までに「介護予防給付管理票」を提出します。
→６月初めに国保連の審査があり返戻の有無が決定します。
→６月末に国保連委託料の支払いを行います。